

## 1. 件名

三菱原子燃料（株）における安全性向上評価に関する面談

## 2. 日時

令和6年2月15日（木）15時00分～16時30分

## 3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

## 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

猪俣安全管理調査官、古作企画調査官、大橋上席安全審査官、  
中野上席安全審査官、大岡主任安全審査官、野村主任安全審査官、  
藤原主任安全審査官、内海安全審査官、小野安全審査官、山口係員、  
横山原子力規制専門員

三菱原子燃料株式会社

安全品質保証部 部長 他4名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

環境安全部 担当課長

原子燃料工業株式会社

東海事業所 環境安全部長

熊取事業所 環境安全部 グループ長 他3名

日本原燃株式会社

安全・品質保証部 副本部長 他2名

## 5. 要旨

○原子力規制庁から、2月に予定している三菱原子燃料株式会社（以下「三菱原子燃料」という。）の安全性向上評価の届出に関し、令和6年2月7日に実施した面談における議論の内容に関して、認識を共通化するため、主に以下の内容を伝えた。

なお、前回の面談に引き続き、他のウラン加工事業者も含めて情報共有を行った。

- ・設工認申請書における仕様表を届出に添付する際は、詳細設計に含まれない事項を整理した上で、それが明示的に特定できるような記載とすること。また、設工認申請書の記載に関して他事業者の例を踏まえ次回以降に適正化する件については、第4章に記載はあるものの、第1章において引用される仕様表にも関連する内容であることから、第1章の中でも明確にすること。

- ・保安活動から抽出された追加措置の説明において、法に基づき実施した加工施設の定期的な評価（以下「定期評価」という。）ではなく、自主評価における評価内容を引用する旨記載されているが、定期評価と自主評価における実施内容の違いが不明確であるため、それを明確にするとともに、自主評価を引用する適切性を明確にすること。
- ・保安のための管理体制及び管理事項に関し、評価時点において対象となる保安規定が示されているが、当該規定が最新であることが不明確なため、改訂履歴を示して最新であることが明確になるよう記載を検討すること。
- ・なお、本日伝えた事項については、令和6年2月7日の面談資料に対応方針を追記し、改訂した資料を提出すること。

○三菱原子燃料から、承知した旨の回答があった。

## 6. 配布資料

なし

(参考)

- ・ 令和5年3月29日改定 原子力規制委員会  
「加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」  
<https://www.nra.go.jp/data/000425243.pdf>
- ・ 令和6年2月7日 三菱原子燃料（株）における安全性向上評価に関する面談  
<https://www2.nra.go.jp/data/000468876.pdf>

以上